

午前十時 七分 開会

○議長（首藤 正君） 平成十四年第三回別府市議会定例会は成立いたしました。ただいまから開会いたします。

地方自治法第二百一条の規定により、説明のため市長ほか関係者の出席を求めましたので、御了承願います。

これより会議を開きます。（「動議」と呼ぶ者あり）

○十九番（三ヶ尻正友君） 私は、この際、議事進行についての動議を提出したいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（首藤 正君） ただいま、十九番三ヶ尻正友君から、議事進行の動議が提出され、所定の賛成者がいますので、動議は成立いたしました。

直ちに、本動議を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○十九番（三ヶ尻正友君） 私は、この際、議員の言動について、議員としての責任ある対処をとるべきではないかと問いたいのであります。

すなわち、六月議会において私に対する議員辞職勧告決議案が提出され、それをきっかけに混乱が続いたことは周知のとおりであります。百条委員会秘密会の秘密を平然と公表し、執行部の不信と議員としての倫理を問われたが、このことはさておき、私が議員を辞職するまで審議に応じない、また新議長を認めないと一部彼らは公言し、議会に混乱を生じさせ、議会のあり方について多くの市民の批判を浮け、閉会いたしました。

しかるに、本九月議会を見ると、六月議会では、私が辞職しなければ審議に応じないと公言している議員ら、何食わぬ顔をして平然と議席にいる。私は不思議でならない。（発言する者あり）議員は、みずからの発言には責任を持つべきと思う。二枚舌や、約束事を平然と破ることがあってはならない。

九月六日の今日新聞では、混乱を起こした代表のコメントを見ると、確かに六月議会ではいろいろの問題があったが、政治は生き物であり日々動いているとの見解が出されているが、これは政治が魑魅魍魎の世界であり、魔物や妖怪が百鬼夜行しているとも解されるもので、議員が二枚舌、三枚舌を使うか、約束は破られるためにあるとの思いを抱かせると思われてもいたし方ないと思われる。議員は、みずからが言ったことには責任を持つべきであると思うが、みずからが何の一片の言いわけもなく、当然であるとの行為は、議会の見識・軽重を問われると思われる。

したがって、このことについては、議長として議事を進める前にしかるべき整理を行い、常識ある議会運営をするよう、議長にその取り扱いをお願いするものであります。

す。

○議長（首藤 正君） 暫時休憩いたします。

午前十時 十一分 休憩

午前十時三十五分 再開

○議長（首藤 正君） 再開いたします。

御報告申し上げます。先ほど、十九番三ヶ尻正友君の発言について、議会運営委員会を開催し協議した結果、本件に関する今後の取り扱いについては、正副議長並びに議会運営委員会正副委員長に一任となりましたので、御報告いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしております議事日程第一号により行います。

日程第一により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第八十一条の規定により議長において指名いたします。

二 番 吉 富 英三郎 君

四 番 平 野 文 活 君

六 番 池 田 康 雄 君

以上三名の方々にお願いいたします

次に、日程第二により、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から九月二十五日までの十七日間といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から九月二十五日までの十七日間と決定いたしました。

次に、日程三により、議第六十二号平成十四年度別府市一般会計補正予算（第二号）から、議第七十五号市道路線の廃止についてまでの、以上十四件を一括上程議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

（市長・井上信幸君登壇）

○市長（井上信幸君） 平成十四年第三回市議会定例会の開会に当たり、市政諸般の御報告を申し上げ、あわせて今回提出した諸議案の概要について御説明申し上げます。

まず、七月七日には、地域の関係者、保護者、児童の皆様など多数の御参加をいただき、昨年七月一日、内電保育所内に開設した子育て支援センター「どれみ」の一周年記念行事を行いました。同センターは、その業務を通して子育てに不安を抱く保護者を支援していく施設として開設いたしましたが、開設当初の予想を上回る利用があ

り、その目的を十分果たしてきたものと考えております。

さらに、今後、子育て支援センターの利用の拡大が予想されることから、別府市児童館内に同様の子育て支援センターの開設を計画しております。県下でも初めての試みとなるこの計画は、それぞれの施設が持つ専門的な機能を相互に活用することにより、子育ての支援から児童の遊びの指導までを総合的に実施し、南部地域における子供たちの交流の場としての環境を整備し、子育て支援の核となる施設として機能の充実を図りたいと考えております。

七月二十日には、市民の憩いの場であり、本市の大切な観光資源でもある海岸線の環境を守り、お客様を温かくお迎えするため、「別府市海岸・海浜清掃奉仕活動」を行いました。スパビーチ、上人ヶ浜海岸、関の江海岸及び各漁港での清掃奉仕活動に参加をお願いしたところ、ことしは特に留学生多数の御参加もあり、例年を上回る三千百二十二名の方々の御協力をいただくことができました。この場をお借りいたしまして、厚く御礼を申し上げます。

七月二十一日には、各種の災害から市民や観光客の皆様の生命・財産を守り、安全な社会を構築するため、防災関係機関、生活関連機関等との連携を深め、市民一人一人が「自分たちの地域は自分たちで守る」という理念の再認識を図ることを目的に、楠港埋立地において本市主催の「平成十四年度別府市総合防災訓練」を実施いたしました。大分県を初め別府市連合防災協議会、自衛隊、別府警察署、別府市地域婦人団体連合会、九州電力別府営業所、大分ガス別府営業所、別府市医師会など多くの団体の御協力を得て成功裏にこの訓練を終了し、所期の目的を達成することができました。今後とも、より一層「安全で、安心して暮らすことのできるまちづくり」に努めてまいりたいと考えております。

八月一日には、「別府市海外交流協会」が設立されました。日韓共催二〇〇二年ＦＩＦＡワールドカップサッカー大会の開催に当たり、官民挙げての中国代表チームベースキャンプ誘致活動を通じて、中国サッカー協会を初め多くの団体の方々と友好関係を築くことができました。さらに、中国上海市、北京市、広東省での観光ビザ解禁など、これらを絶好の機会ととらえ、中国を初めアジア各国からの観光客誘致を促進するために、「別府市海外交流協会」が設立されたものであります。

国際交流都市を宣言した本市にとっては、国内の観光客誘致はもとより、官民挙げての海外市場の開拓は、将来の別府観光の発展にとって大変重要なことであると考えております。「別府市海外交流協会」は、海外駐在員を配置するとともに、市民間の交流事業として「市民の翼」などを実施する計画ですが、経済成長が著しく、潜在的な市場価値を秘めた中国、韓国、台湾を初め世界各国に向け本市のさまざまな情報を

発信し、積極的な外国人観光客の誘致を図り、本市の観光振興に貢献していただくことを期待しております。

八月五日から十日までの六日間、姉妹都市である韓国木浦市、友好都市である中国烟台市などを公式訪問いたしました。

烟台市では、楊金鏡市長と従来の友好都市に関する覚書を改め、観光、経済、文化、芸術などの幅広い分野で交流を深めるための覚書を取り交わし、今後の交流のあり方について協議してまいりました。

木浦市では、全泰洪市長と文化、観光、経済などさまざまな交流を広げて、日韓の友好の増進を図ることを相互に確認し、同市議会議長金大中氏を初め六名の議員の皆様とは、市議会に関する意見交換を行いました。

帰路、日韓首脳会談も開催されたことのある済州市の金泰煥市長を表敬訪問し、韓国一の観光都市である済州市と日本一の観光温泉都市である別府市との今後の親しい交流についての折衝を行ってまいりました。

これらの都市とは、今後とも良好な姉妹都市、友好都市の関係を維持しつつ、より一層の国際交流に努めてまいりたいと考えております。

以上、市政諸般についての御報告とします。

続きまして、ただいま上程されました各議案の主なものについて、その概要を御説明申し上げます。

初めに、一般会計補正予算であります。今回補正します額は九億七千二百二十万円でありまして、これを既決予算に加えますと、四百二十億三千九百十万円となります。総務費では、「別府市海外交流協会」の負担金及び平成十三年度の決算に伴う余剰金を別府市財政調整基金に積み立てるための経費を計上しております。

民生費では、健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う事務経費、別府市児童館に子育て支援センターを開設するための経費などを計上しております。

衛生費では、昨年十一月、環境省による「後世に伝えたい日本のかおり風景百選」に「別府八湯の湯けむり」が選ばれ、これを保存し、広く周知するため、「かおり風景保全モデル事業」に要する経費を計上しております。

商工費では、国の緊急雇用創出対策事業を受け、観光案内板実態調査事業を行うための経費を、観光費では、「別府八湯温泉泊覧会」開催に伴う補助金を計上しております。

土木費では、海門寺公園の整備に要する経費、来年四月二十八日から六月二十九日までの間開催されます「全国都市緑化おおいたフェア」に合わせて、観光客誘致と市民の緑化意識の高揚を図るための経費などを計上しております。

教育費では、来年四月新設が予定される別府女子短期大学介護福祉学科の実習棟建設の助成に要する経費及び別府市美術館の施設整備費を計上しております。

国民健康保険事業特別会計補正予算では、国の補助事業を活用した「重複多受診者の訪問指導事業」を実施するための経費を計上しております。

次に、予算外議案については、条例五件、その他六件を提案しておりますので、その主なものについて御説明申し上げます。

まず、議第六十五号は、いわゆる「地方分権一括法」の規定により、国民年金保険料の収納事務等が、市町村から国の事務とされたことに伴い、条例を廃止しようとするものであります。

議第六十六号は、健康保険法等の一部を改正する法律の規定により、高額療養費算定基準額にかかる規定が改定されたことに伴い、乳幼児医療費の助成限度額を改定するため、条例を改めようとするものであります。

議第六十九号は、消防法の一部を改正する法律、その他政省令等が改められ、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取り扱いに関する基準が定められたことに伴い、条例を改めようとするものであります。

議第七十一号は、南小学校新築工事に伴う工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第二条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議第七十二号及び議第七十三号は、消防緊急通信指令施設等の動産の取得について、同条例第三条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、提出した諸議案の説明を終わります。

何とぞ慎重審議の上、よろしくお願い申し上げます。

○議長（首藤 正君） 次に、監査委員から、水道事業会計決算に対する審査意見の報告を求めます。

○監査委員（渡部喜代美君） 平成十三年度別府市水道事業会計決算の概要説明をさせていただきます。

ただいま上程されました議第七十号平成十三年度別府市水道事業会計の決算につきまして、地方公営企業法第三十条第二項の規定に基づき審査いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

まず、財政収支の状況でございますが、収益的収支の収入は二十九億七千七百七十二万円に対し、支出は二十四億三千二百八十六万六千円、これに当年度の仮払消費税三千二百三万七千円を加え、差し引きいたしますと五億一千二百八十一万七千円が、当年度の純利益として計上されています。

また、前年度からの繰越利益剰余金はございませんので、当年度末処分利益剰余金は五億一千二百八十一万七千円となっております。

次に、資本的収支でございますが、企業債や工事負担金などの収入が一億九千八百七十一万九千円であり、これに対し建設改良費及び企業債償還金等の支出が十億二千九百八十九万四千円で、差し引き八億三千百十七万五千円の収入不足額となっております。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金三億七千四百二十九万一千円、建設改良積立金一億二千三百七十四万三千円、当年度利益剰余金処分別三億百七十八万五千円、当年度消費税及び地方消費税、資本的支出調整額三千百三十五万七千円で補てんされております。

なお、当年度末処分利益剰余金のうち、減債積立金として三億百七十八万五千円、建設改良積立金として二億一千百三万二千円が、翌年度に処分を予定されております。次に、経営内容について申し上げますと、施設の利用状況は、簡易水道事業を除く本市の一日の配水能力は九万三千百三十一立法メートル、一日の平均配水量は五万三千六百五十五立法メートルであり、利用率は五七・六％で、前年度に比べ一・四ポイント下降しております。また、一日最大配水量は六万二千五百四十一立法メートルで、最大稼働率は六七・二％となっており、施設能力に余裕があると言えます。

次に、給水原価は百三十六円九十七銭で、供給単価は百六十四円八十九銭となっており、前年度に比べ給水原価は十円三十七銭、供給単価は四十銭いずれも下がっております。

次に、労働生産性について、職員一人当たりの給水量は十七万六千五百二十三立法メートルで、前年度に比べ千八百二十六立法メートル、営業収益は二千九百九十八万円で、前年度に比べ五十三万五千円、給水人口は千三百十九人で、前年度より四十五人いずれも増加しております。

以上、決算審査内容につきまして概略を申し上げましたが、水道企業の今後の事業運営に当たりましては、給水収益の増収が見込めない中で施設の維持管理や建設改良事業などについて事業計画を立て、継続していく必要があります。したがって、水道局におきましても、ＯＡ化、ＩＴ化の導入や民間委託の活用など、適正なコスト管理に取り組むことにより、効率的経営を推進するとともに、利用者に対し企業経営の透明性を図り、今後とも安全な水の安全供給に努められることを強く要望するものであります。

終わりに、審査に付された決算諸表は関係法令に準拠して調整され、その計数は、関係諸帳簿及び証拠書類と正確に符合し、適正なものと認められたところであります。

平成十三年度別府市水道事業会計決算の内容等詳細につきましては、お手元に配付

いたしております「決算審査意見書」により御了承賜りたいと存じます。

以上、簡単ではありますが、決算審査の結果についての報告といたします。

○議長（首藤 正君） 以上で、各議案に対する提案理由の説明及び水道事業会計決算に対する審査意見の報告は終わりました。

お諮りいたします。

会期日程により、全議案を考案に付したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（首藤 正君） 御異議なしと認めます。よって、全議案を考案に付することに決しました。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

あす十日は、考案のため本会議を休会とし、次の本会議は、十一日定刻から開会いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午前十時五十五分 散会